

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 渕 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

敦賀地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

9 経営体数

法人	2 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・遅植えによる品質向上と、環境に配慮した農業による付加価値づくりを進め、おいしくて安心な福井米を生産する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 瀧 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東浦地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・遅植えによる品質向上と、環境に配慮した農業による付加価値づくりを進め、おいしくて安心な福井米を生産する。
- ・地区の特産である東浦みかんについて、新たに農業法人を受け入れることで生産の振興を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 渕 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

8 経営体数

法人	0 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中山間地で作付が行われている水稻について、付加価値をつけて生産・販売を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 渕 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

8 経営体数

法人	1 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・遅植えによる品質向上と、環境に配慮した農業による付加価値づくりを進め、おいしくて安心な福井米を生産する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 渕 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

愛発地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中山間地で作付が行われている水稻について、ブランド化を行い、付加価値をつけて生産・販売を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 渕 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

栗野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

15 経営体数

法人 0 経営体

個人 14 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・遅植えによる品質向上と、環境に配慮した農業による付加価値づくりを進め、おいしくて安心な福井米を生産する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

敦賀市長 渕 上 隆 信

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

敦賀西部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

7 経営体数

法人	2 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・遅植えによる品質向上と、環境に配慮した農業による付加価値づくりを進め、おいしくて安心な福井米を生産する。